

旅館業會計

中谷進一 著

東洋經濟新報社

著者紹介

明治45年 東京に生まれる。
昭和10年 千葉商科大学（旧巢鴨高商）卒業。
計理士（昭16）となり、以来税務代理士（昭23）、行政書士（昭26）、司法書士（昭26）、税理士（昭26）、公認会計士（昭40）、社会保険労務士（昭44）となる。AAA正会員。
著 書 『税務会計20日間』日本出版社
『真珠業会計』経営教育研究会
現住所 三重県伊勢市尾上町1番34号

旅館業会計

定価 2500 円

昭和45年9月16日発行

著者 なかたにしんいち 中谷進一
発行者 村山公三

発行所 東京都中央区日本橋本石町1の4 東洋経済新報社
郵便番号 103 電話東京(270)代表4111 振替口座東京6518

© 1970 〈検印省略〉 落丁・乱丁本はお取替えいたします。 3063-5604-5214

序

わたくしは会計事務所を約 30 年間経営して、その間、各業種の専門書がないために非常に苦勞してきた。そこで旅館業に関する税と経営と経理を直結した、しかも、会社組織でも個人組織でも双方にまにあう専門書を発表しようと決意したところ、幸いに東洋経済新報社よりその上梓の快諾をえたしだいである。

この著書の特徴は次のとおりである。

- (1) 初めて簿記会計をやる方にはむずかしいが、少なくとも 5 回読了すれば完全に理解できること。
- (2) 商法、税法、会計理論の 3 者の関係を適切に解説したこと。特に税務会計に力を入れたこと。
- (3) 勘定科目の重点的解説に力を入れたこと。
- (4) 所得税、法人税関係部分は両立並行して解説したこと。
- (5) すぐに役立つ、実益的なものであること。

経理担当者として初めて税理士を開業する人、旅館経理を指導されるかたがたの必読の書と自負している。

最後に、この上梓のためにお世話になった衆議院議員藤波孝生先生、参議院議員斎藤昇先生に感謝の意を表したい。

1970 年 7 月

中 谷 進 一

省 略 用 語 例

法	法人税法
令	法人税法施行令
規則	法人税法施行規則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措置法規則	租税特別措置法施行規則
通則法	国税通則法
通則法令	国税通則法施行令
通則法規則	国税通則法施行規則
耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令
国観整備法	国際観光ホテル整備法
政	政令
所法	所得税法
所法規則	所得税法施行規則
基通	新基本通達
旧基通	旧基本通達
財規要取	財務諸表規則取扱要領
財規	財務諸表規則
財準	財務諸表準則
企会則	企業会計原則

目 次

序

第1章 旅 館 業 1

第1節 旅館業の概念..... 1

旅館業の種類と内容 1

第2節 旅館業に関する税法..... 3

通達 3 本法 7 改正通達の追補 27

第2章 主要証憑書類.....29

第1節 業務上必要なるもの.....29

送状 29 納品書, 仕切書 30 領収書 31

請求書 31 宿泊人名簿 31 予約台帳 36

チット 37 オーダースリップ, オーダーリ

ーフ 37 室勘定表 39 食堂売上日計表 39

バー売上日計表 40 お取立て手形預り証 40

当座勘定受入副報告書 46

第2節 経理上必要なるもの.....46

振替伝票 46 売上に関する振替伝票 46

売上日計表 47 タバコ伝票 50 冷蔵庫飲

食品売上表 50 御立替払金計算書 52 出

金票 54 入金票 54 仕入日計表 54

iv 目 次

旅費請求書 54 請求書, 領収書, 納品書,

仕切書 55 酒類受払表 55

第3章 勘 定 科 目.....59

第1節 勘定科目について.....59

第2節 勘 定 科 目 表.....59

第3節 旅館業としての勘定科目.....73

貸借対照表の科目 73 損益計算書の科目 75

一般管理費および販売費 76

第4節 勘定科目の性格.....79

I 貸借対照表の勘定科目.....79

A 流 動 資 産.....79

現金 79 当座預金 80 普通預金 81 定

期預金 82 定期積金 84 通知預金 85 納

税準備預金 85 受取手形 86 不渡手形 87

預け手形 88 売掛金 89 未収入金 90

保険料積立金 91 仮払金 92 貸付金 93

立替金 93 前渡金 94 保証金 95 預け

金 95 有価証券 95 旅館券 96 商品 97

飲料勘定 97 タバコ勘定 98 食料勘定 98

貯蔵品勘定 100

B 固 定 資 産..... 102

i 有形固定資産 102

土地 102 建物 106 建物付属設備 108

建物仮勘定 111 構築物 112 船舶 116

車輛運搬具 117 器具および備品 118 機

械および装置 124

ii 無形固定資産 125

電話加入権 125 電気・ガス供給施設利用

権 126	水道施設利用権 126	電信・電話	
専用施設利用権 127	電信加入権 128	営	
業権 128	借地権 131	湯泉利用権 135	
湯泉権 137	引湯権 137		
iii	繰 延 勘 定 139		
a	法 人 の 場 合 139		
b	個 人 の 場 合 148		
C	流 動 負 債.....	150	
	支払手形 150	預り手形 151	割引手形
	151	買掛金 152	借入金 152
		未払金	
	153	前受金 154	預り金 155
		仮受金	
	156	料理飲食等消費税 157	
D	固 定 負 債.....	158	
	長期借入金 158		
E	引 当 金.....	159	
	退職給与引当金 159	賞与引当金 162	価
	格変動準備金 164	貸倒引当金 168	再評
	価積立金 173	債権償却特別勘定 174	
F	資 本.....	183	
	払込資本金 183	払込出資金 183	前期繰
	越利益金 184	法定準備金 184	任意積立
	金 185		
II	損益計算書の勘定科目.....	186	
A	利 益 の 部.....	186	
	商品等売上高 186	宿泊収入, 飲料収入, 料	
	理収入, タバコ売上, 食堂売上およびバー売上		
	186	期末商品たな卸高 189	貯蔵品のたな
	卸高 189	雑収入 190	仕入値引 190
		仕	
	入割戻し 190	芸妓花代 191	固定資産売

vi 目 次

却益 192	固定資産の評価益 192	価格変
動準備金繰入益 193	貸倒引当金繰入益 193	
債権償却特別勘定繰入益 194	退職給与引当	
金繰入益 195	賞与引当金繰入益 195	前
期減価償却費超過繰入益 196	受取利子 197	
債務免除益 201		
B 損 失 の 部		201
商品等の前期繰越高 201	商品原材料等の	
仕入高 202	売上値引 202	売上割戻し
204	固定資産売却損 210	減価償却費 211
繰延勘定の償却費 212	支払利子 216	一
般管理費 216	販売費 218	
C 一般管理費の細目		218
第4章 帳 簿 組 織		283
第1節 帳簿組織，総論および元帳の分割		283
主帳簿と補助簿 283	総勘定元帳および補	
助元帳 284	元帳の分割方法 284	
第2節 仕訳帳の組織		285
単一仕訳帳制度 285	仕訳帳の分割 288	
複合仕訳帳制度 295		
第5章 仕訳および記帳		299
第1節 仕訳の意義		299
仕訳帳 299	仕訳帳の記載方法 299	元
帳への転記 300	試算表の作成 301	
第2節 仕訳の例題		301
第6章 試 算 表		311

意義 311 種類 311 試算表の作成 312

第7章 決 算	315
第1節 決 算 手 続	315
予備手続 315 決算本手続 316 決算報告 書の作成 316	
第2節 たな卸(inventory)	317
実地たな卸 317 帳簿たな卸 317	
第3節 評 価 方 法	318
I 評価方法の種類	318
II 評価に関する計算方法	321
原価法 321 低価法 324	
III 評価方法の選定および変更	326
第4節 減 価 償 却 費	332
償却方法, 仕訳方法および損益振替 332 国 際観光ホテル整備法による特例耐用年数 333 国際観光ホテルの整備法の施行に伴う法人税 の取扱い 334 再評価資産に対する減価償 却費の取扱い 339	
第5節 未経過費用の計算	340
未経過費用 340 受取利子 343	
第6節 損益勘定への振替手続, 帳簿締切	347
振替手続 347 帳簿締切 353	
第8章 財務諸表の作成	363
第1節 財務諸表作成の要領	363
商法によるもの 364 財務諸表規則による もの 368 税法によるもの 377	
第2節 財務諸表における注記	380

法務省計算書類規則によるもの	380	財務
諸表規則によるもの	382	
第9章 決算調整と上手な申告上の手続	389	
決算手続上処理を必要とするもの	389	決
算手続は要しないが申告を必要とするもの		
390 決算手続の処理および申告の有無に関		
係ないもの	390	
第10章 経 営 分 析	393	
第1節 経営分析の意義	393	
第2節 比率による収益性の分析	394	
第3節 比率による流動性の分析	396	
第4節 比率による固定性の分析	398	
第5節 比率による回転率	399	
第6節 損金算入(経費)を認められる比率	401	

第 1 章

旅 館 業

第 1 節 旅館業の概念

旅館業の種類と内容

ひとくちに旅館業といっても各種の旅館があり、大きく分けると次のようになる。

(1) 旅館業法(昭和 23. 法律 138 号)上の区別

- ① ホテル
- ② 旅 館
- ③ 簡易宿泊所
- ④ 下 宿

(2) 顧客の立場からみた区別

- ① 観光旅館(温泉地旅館を含む)
- ② 一般旅館(都会のホテルを含む)
- ③ 割烹旅館(料理の提供を主とする)
- ④ つれ込み旅館(通称温泉マーク)

(3) 顧客の数による区別

- ① 団体旅館(一般団体, 修学旅行学生および生徒を含む)
- ② 一般旅館

(4) 宿泊の条件による区別

2 第1章 旅 館 業

- ① 食事付(2食付)
- ② 食事付(3食付)
- ③ 食事別

日本旅館では、食事2食付というのが一般的であるが、都市の商人専門の旅館(商人宿)では朝食だけ支給する旅館もある(これを半泊りという)。半泊りは夕食がないので、この部分を差引控除するが、現実には2食付1泊3000円、半泊り2500円というようにわりあい高くついている。

ホテルと称する都市のものは室料制であって、食事は食堂でする形式になっているので、部屋代もシングル、ダブル、ツインと各種に区別されていて、原価計算をする場合旅館と異なり理論的に容易にできる。

(5) 契約に基づく区別

(株)日本交通公社、近畿日本ツーリスト(株)、(株)日本旅行等の旅行斡旋業者と契約している旅館、ホテルを指定旅館といい、一流旅館がこれに加入している。また斡旋業者もこの3者は代表的なものである。特に政府登録旅館ホテルは超一流といってよい。

(6) 所属団体加盟による区別

- ① 日観連(日本観光旅館連盟)加盟旅館
- ② 国観連(国際観光旅館連盟)加盟旅館
- ③ 政府登録旅館(国際観光ホテル整備法に基づくもの)
- ④ 日本ホテル協会加盟旅館
- ⑤ 上記に関係のない旅館

上記5種のうち③が超一流の旅館として定評がある。

(7) 旅館に関係する諸法律

旅館は食事においても地元の保健所の指導監督があり、したがって、食品衛生法の適用を受け、建物の新築増改築には建築基準法、消防法等の適用を、業務用米購入については食糧管理法(もっとも有名無実の法令であるが)の適用、女中等を採用するのに労働基準法および女子年少者労働基準規則等の適用があって、そうとうに法の規制を受けている。これを一覧してみると次のようにな

ろう。

- ① 旅館業法(昭和 25. 法律第 138 号)
- ② 食品衛生法(昭和 22. 法律第 233 号)
- ③ 環境衛生関係業の運営の適正化に関する法律(昭和 32. 法律第 164 号)
- ④ 風俗営業等取締法(昭和 23. 法律第 122 号)
- ⑤ 国際観光ホテル整備法(昭和 24. 法律第 279 号)
- ⑥ 健康保険法(大正 11. 法律第 70 号)
- ⑦ 厚生年金保険法(昭和 29. 法律第 115 号)
- ⑧ 失業保険法(昭和 22. 法律第 146 号)
- ⑨ 労働者災害補償保険法(昭和 22. 法律第 50 号)
- ⑩ 建築基準法(昭和 25. 法律第 201 号)
- ⑪ 消防法(昭和 23. 法律第 186 号)
- ⑫ 食糧管理法(昭和 17. 法律第 40 号)
- ⑬ 職業安定法(昭和 22. 法律第 141 号)
- ⑭ 労働基準法(昭和 22. 法律第 49 号)
- ⑮ 女子年少者労働基準規則(昭和 29. 労第 13 号)
- ⑯ 伝染病予防法(明治 30. 法律第 36 号)
- ⑰ 中小企業退職金共済法(昭和 34. 法律第 160 号)

以上旅館の概念についての説明であるが、経理、税務については、以下の各章において、あらゆる種類の旅館に適用することができるように、くわしく記述していく。

第2節 旅館業に関する税法

旅館業については本法および通達は次のように規定している。

1 通 達

(1) 旅館業の範囲

4 第1章 旅 館 業

15-2-14 令第5条第1項第15号(旅館業)に規定する「旅館業」には旅館業法による旅館業の許可を受けていないものであっても、宿泊料(通常宿泊料といわないものでも、実質的に宿泊の対価と認められるものを含む)を受けて宿泊させるものはこれに含まれるから、たとえば、宗教法人が宿泊設備を有し、信者または参けい人を宿泊させて宿泊料を受けるような場合には、その事業は旅館業に該当することに留意する。

(2) 簡易旅館業の範囲

15-2-15 公益法人等または人格のない社団等の行なう旅館業で次に掲げるものは、令第5条第1項第15号かっこ書(簡易旅館業)の「簡易旅館業」に該当する。

- 1 旅館業法第2条第4項(簡易宿泊所営業の意義)に規定する簡易宿泊所営業および旅館業法の適用を受けないものであっても、その施設その他の状況から、実質的に簡易宿泊所営業と認められるもの。
- 2 学生または生徒の就学を援助することを目的とする公益法人等の経営する学生寮。

(3) 令第5条第1項第5号

法人税法施行令第5条第11項第15号とは次のものをいう。

第5条 法第2条第13号(収益事業の意義)に規定する政令で定める事業は次に掲げる事業(その性質上その事業に付随して行なわれる行為を含む)とする。

15 旅館業(簡易旅館業を除く)

(4) 法第2条第13号

法第2条第13号とは法人税法第2条第13号をいい、次のように規定している。

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

13 収益事業、販売業、製造業、その他の政令で定める事業で継続して事業場を設けて営まれるものをいう。

(5) 減価償却の対象とならない固定資産

191 減価償却の対象となる資産(以下「減価償却資産」という)は、その価値が時の経過と共に漸次減少する固定資産をいうのであるから、次に掲げるようなものは、これに該当しないものとする(昭39.10.9.直審(法)156全改)。

- (1) 土地及び土地の上に存する権利
- (2) 電話加入権

(3) 書画、骨董等(複製のようなもので単に装飾的目的にのみ使用されるものを除く。)

(6) 減価償却資産のうち、旅館業に係る資産の取扱い

i) 接客業用のもの

139 別表第1の「器具及備品」の「1.家具、電気機器、ガス機器及家庭用品」に掲げる「接客業用のもの」とは、飲食店(料理屋、レストラン、喫茶店、大衆食堂、酒場、ナイトクラブ、キャバレー等)、旅館(旅館ホテル等)等に於いてその用に直接提供するものをいう(昭40.8.9.直審(法)58, 昭40.8.9.直審(所)21)。

ii) その他の家具

140 別表第1の「器具及備品」の「1.家具、電気機器、ガス機器及家庭用品」に掲げる「その他の家具」には、電気スタンド、椅子、座椅子、衣装箱、衣こう(桁)、鏡台、テーブル、食卓、たんす、火ばち(鉢)等が含まれる(昭40.8.9.直審(法)58, 昭40.8.9.直審(所)21)。

iii) 冷房用または暖房用機器

141 別表第1の「器具及備品」の「1.家具、電気機器、ガス機器及家庭用品」に掲げる「冷房用又は暖房用機器」には、いわゆるウィンドータイプのルームクーラーまたは、エアコンディショナー、電気ストーブ等が該当するがパッケージタイプのエアコンディショナーであってもダクトを通じて各部屋を冷房するものは器具備品に該当せず「建物付属設備」の「冷房暖房通風又はボイラー設備」に該当することに留意する(昭40.8.9.直審(法)58, 昭40.8.9.直審(所)21)。

iv) 自動販売機

141の2 別表第1の「器具及備品」の「1.家具、電気機器、ガス機器及家庭用品」に掲げる「自動販売機」とは、硬貨の投入により販売商品が自動的に販売される機器類をいうのであるから、例えばコインロッカー、自動遊具、自動理容具等のように硬貨の投入によりサービスの提供を受けることができるものは、その機構が自動販売機に類似していてもこれに該当しない(昭40.8.9.直審(法)58, 昭41.9.5.直審(法)75追加, 昭40.8.9.直審(所)21, 昭41.9.5.直審(所)34追加)。

v) その他これらに類する繊維製品

142 別表第1の「器具及備品」の「1.家具、電気機器、ガス機器及家庭用品」に掲げる「カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品」には、ふとん、毛布、マットレス、枕、敷布、カバー、かや、浴衣等が含まれる(昭40.8.9.直審(法)58, 昭40.8.9.直審(所)21)。

6 第1章 旅 館 業

vi) 室内装飾品

144 別表第1の「器具及備品」の「1. 家具、電気機器、ガス機器及家庭用品」に掲げる「室内装飾品」には、掛物、掛額、花器、花器台、床置物、文箱、文机、屏風等が含まれる(昭40.8.9.直審(法)58, 昭40.8.9.直審(所)21)。

vii) その他の床用敷物

143 別表第1の「器具及備品」の「1. 家具及電気機器、ガス機器及家庭用品」に掲げる「じゅうたん、その他の床用敷物」には、カーペット類が含まれるが床に装着したリノリューム類は建物に含まれることに留意する(昭40.8.9.直審(法)58, 昭40.8.9.直審(所)21)。

viii) ネオンサイン

151 別表第1の「器具及備品」の「5. 看板及広告器具」に掲げる「ネオンサイン」とは、ネオン放電管及之に付属する変圧器等の電気施設をいうのであるから、ネオン放電管が取り付けられている鉄塔、木塔等は構築物の「広告用のもの」の耐用年数を、建物に付属した造作金物は建物付属設備の耐用年数をそれぞれ適用することに留意する(昭40.8.9.直審(法)58, 昭40.8.9.直審(所)21)。

ix) 自動遊具

156の2 遊園地、遊戯場、デパート、旅館等に施設してある自動遊具(硬貨を投入することにより自動的に一定時間遊具自体が駆動する遊具又は操作をしたりすることができる機構となっている遊具で器具及備品に該当するものをいい、例えば馬、ステレオトキー、ミニドライブ、レットガン、クレーンピック等が之に該当する。)及モデルカーレーシング用具については、別表第1の「器具及備品」の「9. 娯楽又はスポーツ器具及興業又は演劇用具」に掲げる「碁、将棋、マージャン、その他の遊戯具」の耐用年数を適用することができるものとする(昭40.8.9.直審(法)58, 昭41.2.18.直審(法)15追加, 昭40.8.9.直審(所)21, 昭41.2.18.直審(所)5追加)。

x) レコード

158 レコード盤については別表第1の「器具及備品」の「9. 娯楽又はスポーツ器具及興業又は演劇用具」に掲げる「小道具」の耐用年数を適用することができるものとする(昭40.8.9.直審(法)58, 昭40.8.9.直審(所)21)。

xi) 録音テープ及録画テープ

160 録音テープ、録画テープ及磁気テープ(帳簿記録として保存用のものを除く)については、別表第1の「器具及備品」の「11. 前掲のもの以外のもの」に掲げる「映画フィルム」の耐用年数を適用することができるものとする(昭40.8.9.直審(法)58, 昭40.8.9.直審(所)21)。